

令和4年度

大野台小学校いじめ防止基本方針

相模原市立大野台小学校

令和4年 4月 1日

相模原市立大野台小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

“豊かな心をもち 仲間とともにたくましく生きる子どもの育成

【めざす児童像】 考える子 やさしい子 たくましい子

課題意識と目標をもち、自ら学習に取り組む子 素直でやさしく、相手を思いやる子
健康で明るく、がんばり抜く子

【家庭・地域との連携】

- ・大野台小学校PTA
- ・学校評議員
- ・教育支援ボランティア
- ・自治会
- ・公民館
- ・こどもセンター
- ・青少年健全育成協議会
- ・学校へ行こう週間等の学校行事
- ・個人面談
- ・学校だより、ホームページ 等

【校内組織】

【いじめ防止対策委員会】

校長 副校長 教務主任
児童支援専任 児童指導主任
支援教育コーディネーター
学年主任 学級担任
養護教諭
青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー

【関係機関との連携】

- ・教育委員会
- ・青少年相談センター
- ・南子育て支援センター
- ・児童相談所
- ・相模原南警察署
- ・県警少年相談・保護センター
- ・民生委員、児童委員等
- ・大野台中学校区小中連携教育推進協議会
- ・要保護児童対策地域協議会

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの未然防止】

いじめは、すべての児童等に関係することと捉え、安心して学習等に取り組むことができ学校内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。
 - ①授業改善：一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり
 - ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①絆づくり：自主的な運営 異学年交流
 - ②児童会活動：いじめ撲滅の宣言や周知活動
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動等の推進をする。
 - ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
 - ②道徳教育の充実：道徳の時間はもとより、すべての教育活動の中で実践することができるようにする。
 - ③小・中学校交流行事：小中一貫の日 部活動見学
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ①校内研修：いじめ、人権教育、道徳教育、情報モラル、支援教育、性同一性障害 等
 - ②職員会議、打ち合わせ、児童指導会議等で共通理解できる機会を作ることで、いじめ防止の取組の充実を図る。
 - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④保護者会、学級懇談会における啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする機会を設け、家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ・地区懇談会、地区健全育成協議会

【いじめの早期発見】

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察の充実を図り、児童の様子に目を配る。
 - ① 休み時間や放課後等、日常的な児童の様子に目を配り、人間関係などの状況の把握に努める。
 - ② 生活ノートや日記、個人面談、居住地確認、家庭訪問等で状況の把握に努める。
- (2) 定期的なアンケート調査（学期に1回、年間計3回）や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 保健室だよりの発行
 - ② 相談窓口の周知
青少年教育カウンセラー：042-754-3386
（毎週木曜日）
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

【いじめへの早期対応】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導し、再発防止に向けて支援する。
 - ① 校内の[いじめ防止対策委員会]において、直ちに情報を共有する。
 - ② 速やかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求め、指導徹底を図る。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
教育委員会 青少年相談センター 南子育て支援センター 児童相談所
相模原南警察署 県警少年相談・保護センター 民生委員・児童委員等
スクールソーシャルワーカー 大野台中学校区小中連携教育推進協議会
要保護児童対策地域協議会

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：大野台小学校いじめ防止対策委員会

○構成員：校長 副校長 教務主任 児童支援専任 児童指導主任 支援教育コーディネーター 学年主任 学級担任 養護教諭 青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー

○委員会の取組内容

(1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組

- ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
- ② 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
- ③ 早期発見のための措置
- ④ 相談体制の確立
- ⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進

(2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援

- (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童に対する指導及び改善の支援
- (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

3 いじめの未然防止への取組

いじめは、どの児童にも起こり得るという可能性を考慮し、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 授業の充実・改善：一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを行う。
- ② 居場所づくり：一人一人が自ら参加したり、活躍したりできる場を充実させる。
クラス遊び、異学年での交流、委員会が企画する活動や、清掃活動に取り組み、職員がその活動を認めていくことで、他者とのつながりをもって、自分や他者の良さを実感し認め合う場を充実させる。

- (2) 学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。
- ① あいさつ運動：児童会を中心として、「笑顔とあいさつがじまんの台小っ子」をテーマに、明るく元気なあいさつが行き交う学校風土を醸成する。
 - ② 異学年交流：高学年が低学年の世話をし、下級生は上級生の姿を見て学ぶという異学年交流を定期的に設定する。（ふれあいデー）
- (3) 学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育の充実を図ると共に、体験活動や読書活動などを推進する。
- ① 人権教育の充実：自分の大切さと共に、他の人の大切さを認めることができ、単なる理解に留まることなく、態度や行動に現れるようにする。
 - ② 道徳教育の充実：いじめを自分事として捉え、「自分ならどうするか」を考え議論する道徳としての充実を図る。
 - ③ 体験活動の充実：福祉体験や栽培体験などを通して、優しい心を育む。
 - ④ 読書活動の充実：ボランティアと連携して、読み聞かせを積極的に行い、本との出会いの場を広げるとともに、豊かな心を育む。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図ると共に児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組を推進する。
- ① あいさつ運動
 - ② 安全ボランティア
 - ③ 青少年健全育成協議会
 - ④ 中学校区小中一貫教育推進協議会

4 いじめ早期発見の取組

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く持つ。

- (1) 職員全体で児童の様子について同じ視点を持ち、日常的な観察を行う。
- ① 休み時間等での児童の会話から児童の様子を観察する。
 - ② 健康観察、個人ノート、個人面談、家庭訪問等で個々の児童について把握する。
 - ③ 学年会、職員打ち合わせ毎に情報交換を行い、情報共有し、対応を充実させていく。
 - ④ 発達障害を含む障害のある児童等について個々の障害の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。
 - ⑤ 外国につながるのある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認等について職員が正しい理解に努める。
- (2) アンケート調査（学期に1回）や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ① アンケートの実施（学期に1回）

- ②教育相談（アンケート実施後、聞き取りの必要な場合は行う。）
- ③児童の状況を把握し、いじめの月間報告を行う。
- ④児童指導専任、支援コーディネーターによる日々の教室巡回
- ⑤青少年教育カウンセラーの相談、校内巡回（毎週木曜日）

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) すみやかに教育委員会へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

◇重大事態とは

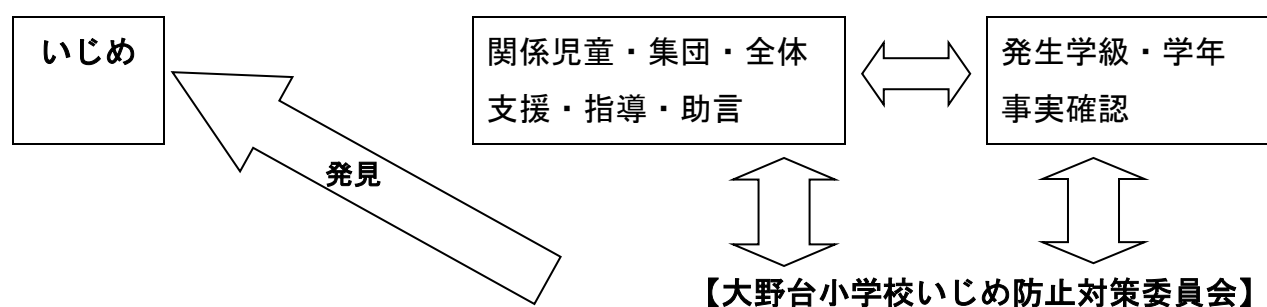
○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 (例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

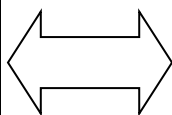
○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。

6 対応組織図



教育委員会
青少年相談センター
児童相談所
南子育て支援センター
相模原南警察署
県警少年相談・保護センター
等の外部専門機関



校長 副校長 教務主任
児童支援専任 児童指導主任
支援教育コーディネーター
学年主任 学級担任
養護教諭
青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー